

教育・保育提供区域の設定(案)について

1 提供区域を設定する理由（市町村子ども・子育て支援事業計画で定める事項）

市町村が、平成 26 年度末に策定することとされている市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域（以下、「提供区域」という。）ごとに以下の内容を定めることとされています。また、提供区域ごとの必要利用定員総数（量の見込み）を、平成 26 年 3 月までに県に報告する予定となっています。

- ・提供区域設定の内容、状況等
- ・各年度における教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所をいう）及び地域子ども・子育て支援事業について、児童の認定区分毎の必要利用定員総数
- ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（イメージ）

| | 1年目 | | | 2年目 | | | |
|------------------|---------|------|-------|------|------|------|------|
| | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | |
| ①必要利用定員総数(量の見込み) | 300人 | 200人 | 200人 | 300人 | 200人 | 200人 | |
| ②確保の内容 | 教育・保育施設 | 300人 | 200人 | 80人 | 300人 | 200人 | 150人 |
| | 地域型保育事業 | | | 20人 | | | 30人 |
| ②-① | 0人 | 0人 | ▲100人 | 0人 | 0人 | ▲20人 | |

- ※ 1号… 3～5歳の児童で、学校教育のみの児童
 2号… 3～5歳の児童で、保育の必要性がある児童
 3号… 0～2歳の児童で、保育の必要性がある児童

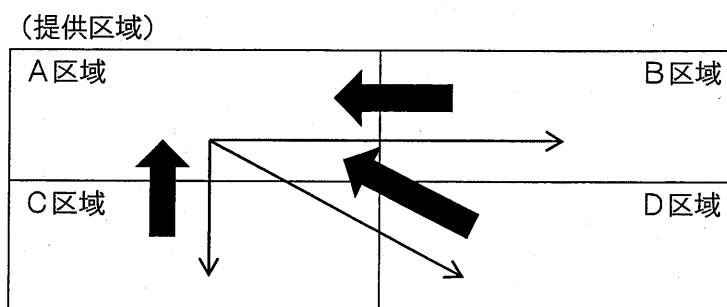
2 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、教育・保育提供区域として設定しなければならないとされています。

3 提供区域の運用に当たっての留意事項

- ◇ 提供区域内は、教育・保育事業における利用者数（需要）に応じた施設の受け入れ人数（供給）について、児童認定区分に対応した教育・保育事業の受け入れ人数を確保することとされています（次ページ参照）。
- ◇ 教育・保育事業は、提供区域の設定後についても、区域内・外にとらわれず、希望する施設に入所することができます。
- ◇ 提供区域は、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業（小規模保育施設等）、地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ等）において、原則、共通の区域とする必要がありますが、児童の認定区分や事業ごとに設定することも可能とされています。

参考 提供区域についての考え方（イメージ）



【A区域を例とした場合】

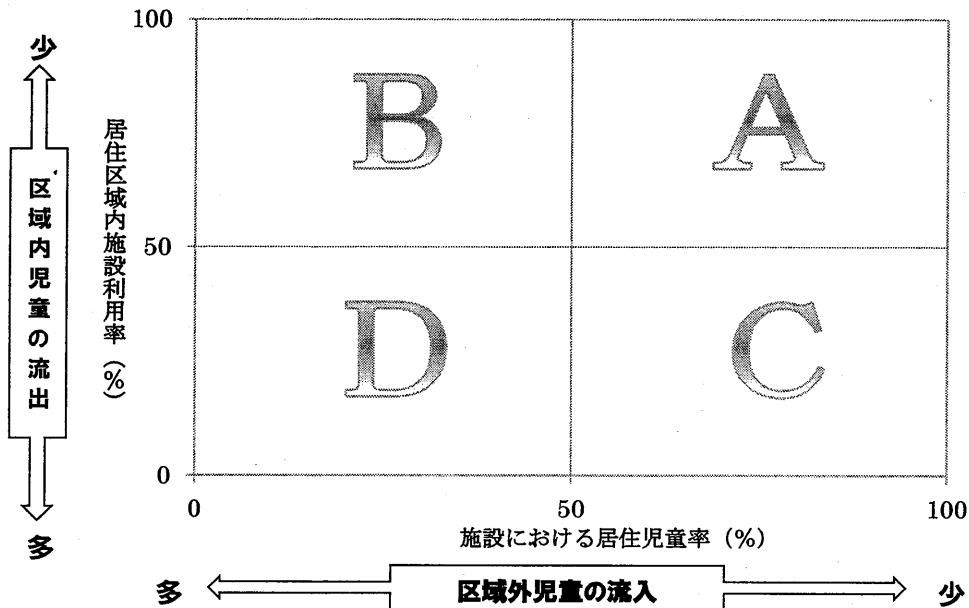
児童の施設利用パターンは、以下の3パターンとなり、A区域における必要利用定員総数（量の見込み）は、①+③の児童となります。

- ① A区域に居住する児童が、A区域内の施設を利用する場合。
- ② A区域に居住する児童が、他区域（B区域・C区域・D区域）を利用する場合。（→）
- ③ 他区域に居住する児童が、A区域内の施設を利用する場合。（**→**）

子ども・子育て支援事業計画では、A区域において、①+③により算定した利用児童数（需要）と、A区域内における施設の受入れ人数（供給）を比較し、受入れ人数が利用児童数より少ない場合は、5年間の計画期間の中で、利用児童数に見合った受入れ人数を確保（施設整備等により）する計画を策定することとなります。

参考

「施設における居住児童率」と「居住区域内施設利用率」による分析手法



施設における居住児童率 (X軸)

各区域に立地する施設において、施設立地地区内に居住する児童が、どの程度、利用しているかを分析することにより、他区域からの児童の流入状況を明らかにします。

居住児童の利用率が高ければ、他区域からの児童の流入は少ないと考えられます。

居住区域内施設利用率 (Y軸)

各区域における児童が、どの程度、児童の居住区域内に立地する施設を利用しているかを分析することにより、児童の他区域への流出状況が明らかにします。

居住児童の利用率が高ければ、他区域への児童の流出は少ないと考えられます。

分析手法

| 領域 | 区域内児童の利用状況 | | 概要 |
|----|------------|-----|--|
| | X軸 | Y軸 | |
| A | 高い | 高い | 区域内で需要と供給のバランスが比較的取れており、提供区域として、最も望ましい形。 |
| B | 少ない | 高い | 施設の供給量が比較的高く、他区域からの児童の流入が多い状態。 |
| C | 高い | 少ない | 施設の供給量が比較的低く、他区域へ居住児童の流出が多い状態。 |
| D | 少ない | 少ない | 施設の供給量が低く、居住児童が他区域へ流出している状態であり、提供区域として成立していない状態。本領域に位置する場合は、他区域との統合が必要となる。 |

4-1 提供区域の分析

(1) 施設分類ごとの分析

本市において現時点における区割りに基づき提供区域を設定する場合は、市全域、行政区域、中学校区、小学校区の4パターンがあり、施設分類別、各パターン別の分析結果は以下のとおりです。

【幼稚園】 19園（認定こども園を除く）

| 区域案 | 判定 | 概要 |
|------|----|----------------------------|
| 行政区域 | △ | 18区域に対し、9区域に設置（設置率 50.0%） |
| 中学校区 | △ | 24学区に対し、12学区に設置（設置率 50.0%） |
| 小学校区 | × | 46学区に対し、15学区に設置（設置率 32.6%） |

(その他)

上記により、施設が設置されていない区域が半数以上に及ぶほか、園で、児童の送迎を行っていることから、提供区域を設定する必要性を感じない。

【結論】 市全域を提供区域に設定することとしたい。なお、今後、幼保連携型認定こども園に移行する園が多い場合については、受入れ人数の確保方策とあわせて提供区域の見直しが必要と思われる。

【保育所・認可外保育施設・認定こども園】

（保育所74園・認可外保育施設13園・認定こども園4園）

①市全域とした場合

保育所入所待ち児童は、地域により格差（根城・下長地区が大）があることから、市全域では、利用実態と乖離するほか、受入れ児童の確保のため施設整備を行う場合は、施設の立地地区について配慮が必要となることから、市全域より小さい区域の設定を行う必要があるものと判断される。

【結論】 提供区域としては、不相当と判断される。

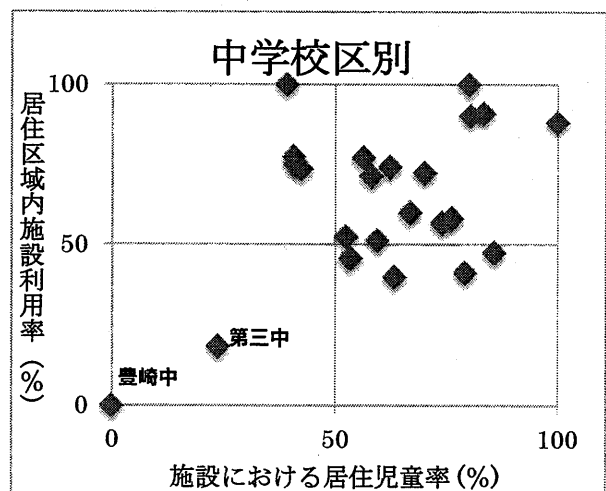
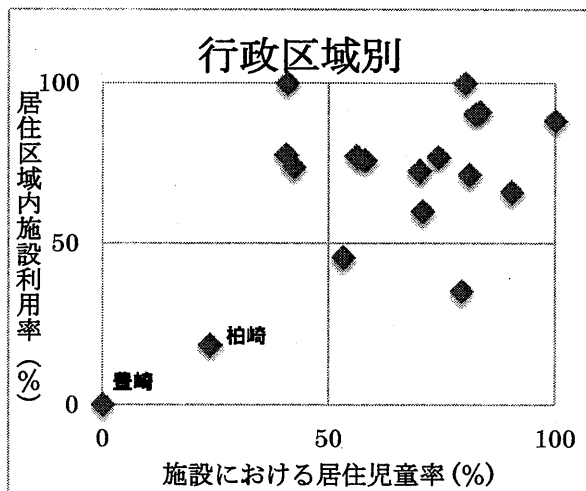
②小学校区とした場合

- ・面積が狭小すぎるほか、特に保育所の利用実態とかけ離れている。
- ・他の区割りと比べて、人口統計データが無く、人口動態を把握しにくい。
- ・いずれの施設も立地されていない学区が10学区あり、今後の事業確保が困難。

【結論】 提供区域としては、不相当と判断される。

以上により、行政区域・中学校区について、更に4つの視点から検討する。

| | 教育・保育の利用状況 (居住区内利用率) | 就学前児童数 (区域内児童数) | 教育・保育施設の 整備状況 | 子どもや保護者にとっての利便性 |
|-----------------|---|--|--|--|
| 行政区域 (18 地区) | ○ 下図のとおり、いずれも居住区域での利用が全体の76%を超えており、優劣がつけられない状況。 (0%~100%) | △ 根城・下長 1,600~1,700人、豊崎の62人(最小)。人口統計データは区域・町内会ごとの人口統計となっているため、人口動態調査が行いやすい。 (62人~1,736人) | △ 根城地区7か所と白銀地区11か所を除き、ほぼ平均的に配置されている。豊崎地区には施設が無いため、他地区との統合が必要。 | ○ 徒歩での移動は困難だが、未就学児童が対象であるため、保護者の車による送迎を考えれば困難とは思われない。 |
| 中学校区 (24 学区) | | × 最小と最大の幅は小さいが、中学校区での人口統計データが無く、町内会単位での人口を集計するしかないほか、複数の中学校に分かれている町内会もあり、区域における人口動態が把握しにくい。 (62人~969人) | × 南郷区内の施設が1か所のみであるが2学区あり、今後の施設整備が困難。豊崎中学区については、行政区域と同様。 | ○ 行政区域と同様 |



上記の分析結果を踏まえると、行政区域を基本としつつ、児童数の現状や施設の利用実数などを考慮し、独自の区域設定をする必要性があると考えられます。

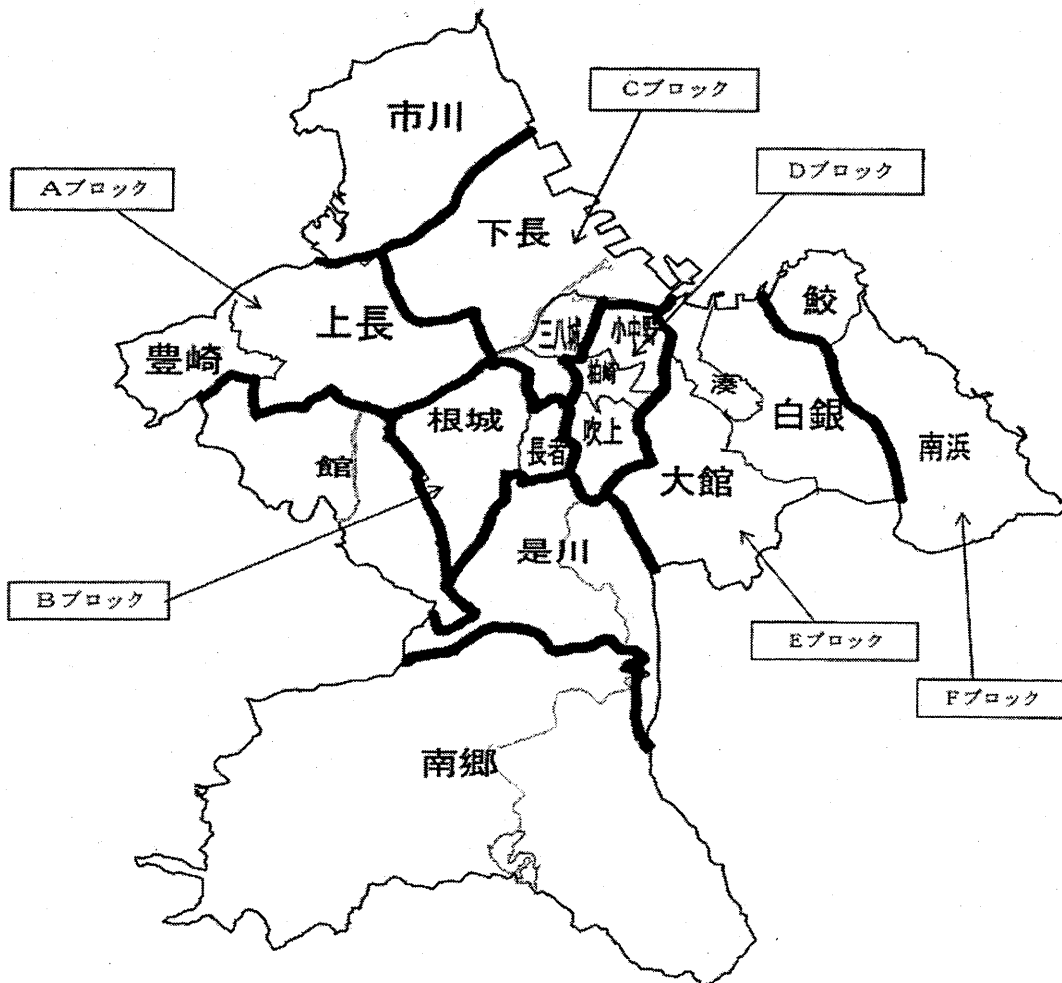
4-2 本市における提供区域（案）

前項の分析結果を踏まえ、本市における提供区域は「行政区域」を基本としつつ、就学前児童数の状況や施設の利用実態を踏まえ、行政区域を組み合わせた10区域の「行政区域ブロック」に設定します。

（八戸市子ども・子育て支援ニーズ調査結果に基づく設定にあたっての基本的な考え方）

※（ ）は、他地区の利用者に占める割合を示す。

- ・豊崎地区には、保育所等の施設が設置されておらず、また、豊崎地区の利用者が多い(100%)上長地区と統合。
- ・大館地区の居住児童は、白銀地区内施設の利用者が多い(31%)ため白銀地区と統合。
- ・白銀地区の居住児童は、湊地区内施設の利用者が多い(57%)ため湊地区と統合。
- ・柏崎地区、吹上地区、小中野地区での相互利用が多いことから統合。
 （柏崎地区→吹上地区 32%、柏崎地区→小中野地区 23%）
 （吹上地区→柏崎地区 19%、小中野地区→柏崎地区 25%）
- ・是川地区は、他地区からの流入分は少ないものの地区内の施設数(3園)が多く、利用ニーズに対応できているため単独地区とします。
- ・南郷区については、島守保育所を市野沢保育所と統合した場合についても、是川地区利用者が1人であったため単独地区とします。



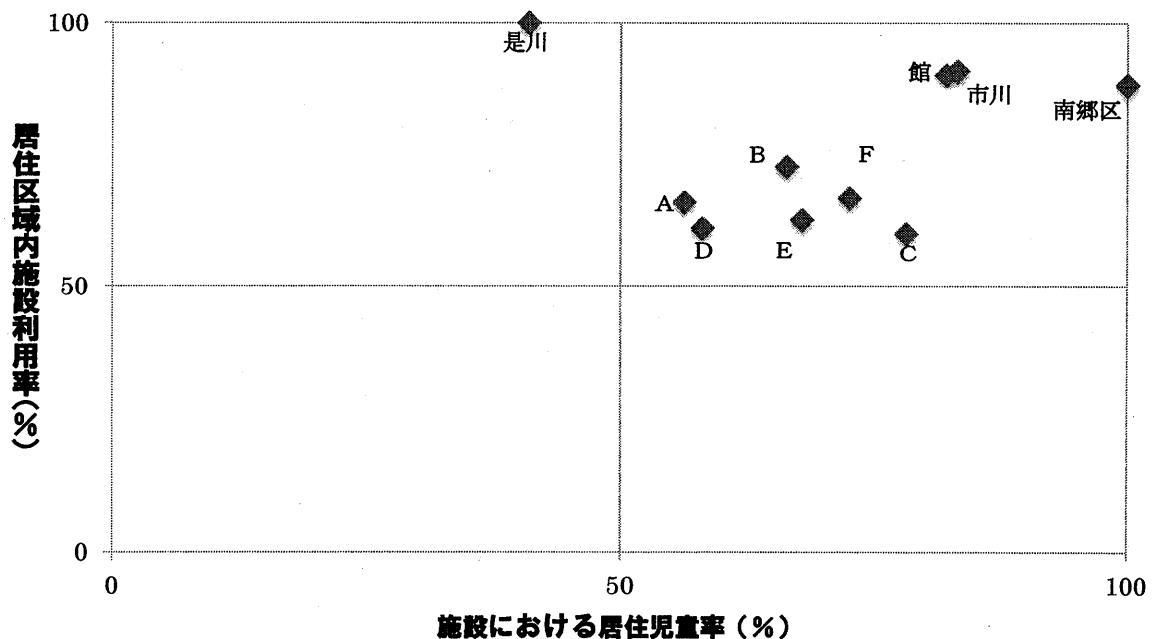
| No | 行政区域 ブロック | 事業の利用状況 | | 就学前 児童数 (人) | 施設の整備状況 | | |
|----|--------------|-----------------|----------------|-------------------|-----------|-------------|------------|
| | | 施設における 居住児童率 | 居住区域内 施設利用率 | | 認可 保育所 | 認可外 保育施設 | 認定 こども園 |
| 1 | A(豊崎+上長) | 56.3 % | 65.9 % | 606 | 2 | 2 | 1 |
| 2 | B(長者+根城) | 66.5 % | 72.7 % | 2,076 | 16 | 1 | |
| 3 | C(三八城+下長) | 78.3 % | 60.0 % | 2,443 | 9 | 4 | |
| 4 | D(小中野+柏崎+吹上) | 58.1 % | 61.0 % | 1,950 | 13 | 3 | |
| 5 | E(白銀+湊+大館) | 68.0 % | 68.0 % | 2,725 | 21 | 3 | |
| 6 | F | 72.7 % | 72.7 % | 338 | 3 | | 1 |
| 7 | 市川 | 82.2 % | 82.7 % | 630 | 4 | | 1 |
| 8 | 館 | 83.3 % | 90.9 % | 135 | 2 | | |
| 9 | 是川 | 40.9 % | 100.0 % | 158 | 2 | | 1 |
| 10 | 南郷区 | 100.0 % | 88.2 % | 181 | 2 | | |
| 合計 | | 67.6 % | 67.6 % | 11,242 | 74 | 13 | 4 |

※ ブロック名は仮称。

※ 就学前児童数は平成25年4月30日現在。

※ 認可外保育施設には、事業所内保育所を含む

行政区域ブロックの分析結果



4-2に掲げた「行政区域ブロック」について、4-1と同様の項目により分析を行った場合、区域内における事業完結率（需要に対する供給量の割合）が非常に高いことなどから、他の4パターン（市全域、行政区域、中学校区、小学校区）と比べ、本計画における提供区域として適切であると考えられます。

なお、1区域当りの面積が広がることに伴い「子どもや保護者にとっての利便性」が低下することから、施設配置等の検討にあたっては配慮を行うことが求められます。また、行政区域を統合した区域もあるため、施設設置者への周知徹底が求められます。

| | 教育・保育の 利用状況 (居住区内利用率) | 就学前児童数 (区域内児童数) | 教育・保育施設の 整備状況 | 子どもや保護者に よる利便性 |
|-------------------------|---|---|------------------------------------|---|
| 行政区域 ブロック (10 地区) | ○ 区域内における需給 バランスがとれており、 事業の利用実態に合致 (60～100%)。 | ○ 一部区域で、施設定員 数より入所児童数が、超 過しているが、最大で 115%のため、超過入所 の範囲内にあるため、対 応可能。 | ○ 全区域において、 一定数の児童の確 保が可能。 | △ 1区域の面積が広 がるが、未就学児童 が対象であるため、 保護者の車による送 迎を考えれば、不便 とは思われない。 |

【地域子ども・子育て支援事業における提供区域設定案】

別紙のとおり

別紙

地域子ども・子育て支援事業に係る提供区域設定の考え方(案)

| 事業名 | | 区域 | 考え方 |
|-----|-------------------------------|-----------|---|
| 1 | 利用者支援 | なし | 当市未実施の事業のため。仮に事業を実施する場合は、支援者の配置状況により検討を行う。 |
| 2 | 地域子育て支援拠点事業 | 市全域 | 認可保育所で実施されている事業(全15事業)であるが、実施保育所以外の施設を利用している児童の受け入れを行っているため。 |
| 3 | 妊婦健診 | 市全域 | 健康増進課所管事業。健康増進課では、保健婦を、南郷区を含めた行政区に基づき担当制としているが、当該において、子ども・子育て支援新制度を実施する際は、担当制に分ける必要性が無いため市全域とする。 |
| 4 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 市全域 | 同上 |
| 5 | 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業 | 市全域 | 児童相談所、要保護児童対策地域協議会は1か所のみであり、区域に分ける必要性が感じられない。 |
| 6 | 子育て短期支援事業 | 市全域 | 対応施設は1か所(浩々学園)のみであり、区域に分ける必要性が感じられない。 |
| 7 | ファミリー・サポート・センター事業 | 市全域 | 八戸市社会福祉協議会に委託している事業であり、八戸市社会福祉協議会が一括して、事業の管理・運営を行っていることから、区域に分ける必要性が感じられない。 |
| 8 | 一時預かり事業 | 市全域 | 平成25年度は、認可保育所40か所で実施しているほか、幼稚園においても実施されている事業。提供区域の設定については、幼稚園とあわせて市全域とする。なお、保育所で実施している一時預かり事業については、入所児童以外の児童の受け入れも行っていることから、地域子育て支援拠点事業と同様、市全域とする。 |
| 9 | 延長保育事業 | 保育所と同様の区域 | 提供区域の設定にあたり、保育短時間児童の受け入れを行う施設と同様とするため保育所と同様とする。 |
| 10 | 病児・病後児保育事業 | 市全域 | 施設設置数(病児2か所・病後児3か所)が少ないが、現時点では、インフルエンザ等の蔓延時等を除き、十分、利用ニーズに充えられているほか、施設利用者は市全域にわたっているため。 (参考)1日当りの平均利用人数 病児保育(定員合計12人) 2.26人、病後児保育(定員合計10人) 0.76人 |
| 11 | 放課後児童クラブ | 小学校区 | 平成25年度は、46クラブを設置。本事業の利用者は、児童福祉法により小学生に限定されており、放課後児童クラブを利用する児童の安全性等を考慮した場合、児童が通学する小学校の近隣への設置が基本となるため。 ※ 量の見込みを算定する場合は、過去5年間の学区の人口・出生率の推移が必要となるが、人口統計データでは小学校区でのデータは無いため、市全体データを各小学校区に算定して使用することとする。 |
| 12 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | なし | 市未実施事業のため。仮に事業を開始した場合、財政面に係る対応は本庁のみで行うため市全域とする。 |
| 13 | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | なし | 市未実施事業のため。 仮に事業を開始した場合、参入の可否判断は本庁のみで行うため市全域とする。可否判断は、参入する施設の立地等について、子ども・子育て支援事業計画に基づき行う。 |

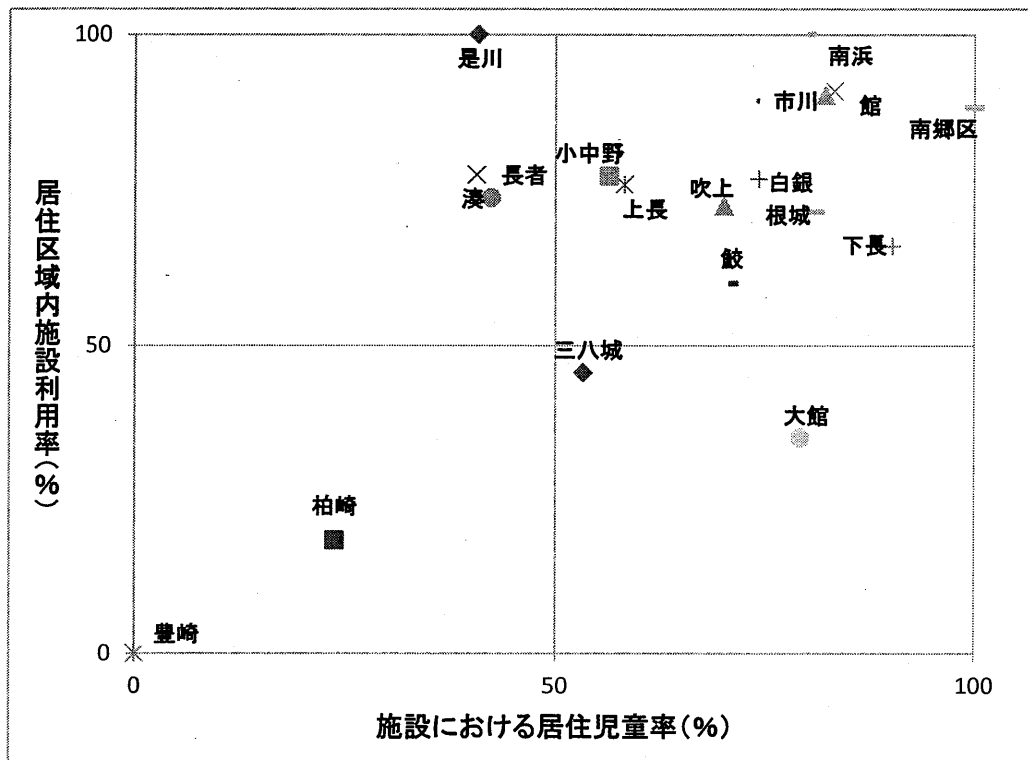
各提供区域における保育施設・認定こども園の整備状況

| ブロック | 施設分類 | 施設名称 | ブロック | 施設分類 | 施設名称 | | | |
|--------------------------------------|----------------------------|--|------------------------------------|-------|---|------------|--|--|
| Aブロック (上長地区) (豊崎地区) | 私立保育所 | 三条保育園 尻内保育園 | Eブロック (白銀地区) (湊地区) (大館地区) | 私立保育所 | あかちゃんの家 旭ヶ丘保育園 貴福保育園 小久保保育園 こざくら保育園 木の実園 しみず保育園 白銀保育所 白銀台保育園 すみれ保育園 太陽と海の子保育園 新井田保育園 虹の丘保育園 虹の丘分園 白鷗保育園 ひまわり保育園 岬台保育園 三島保育園 湊保育園 湊高台保育園 明星保育園 | | | |
| | 認定こども園(幼保) | 八戸文化幼稚園 | | | 託児園 チビッ子の広場 八戸教育研究所附属はちのへ幼児学園 ゆかいな保育ママ | | | |
| | 認可外保育施設 | ことり保育園 ほぞの保育園 エンゼル子どもの家保育園 大杉平保育園 上田面木保育園 さえずりの森保育園 サンフラワー保育園 たいなか保育園 田面木保育園 図南保育園 長坂保育園 根城保育園 はくさん保育園 白山台保育園 福聚保育園 みどりのかぜ保育園 みどりのかぜ北ウイング保育園 南売市保育園 | | | うぐいす保育園 大久喜保育園 さめ保育園 かもめ幼稚園 桔梗野保育園 多賀台保育園 轟木保育園 浜市川保育園 ドリームキッズランド | | | |
| | 認可外保育施設 | チャイルドホーム こぐま園 | | | | | | |
| Bブロック (長者地区) (根城地区) | 私立保育所 | 青葉保育園 いちごみるく 河原木中央保育園 こばと保育園 下長保育園 城下保育園 すぎのこ保育園 根岸保育所 日計保育園 高州保育園 はちのへこども学園 | | | Fブロック (鮫地区) (南浜地区) | 私立保育所 | 一日市保育園 松葉保育園 こどもの城保育園 是川保育園 マリアンハウス幼稚園 | |
| | 認可外保育施設 | ヤクルト城下託児所 わんぱく保育園(八戸城北病院) | | | 市川ブロック (市川地区) | 私立保育所 | 市野沢保育所 島守保育所 | |
| | 事業所内保育施設 | 桐の葉保育園 江陽保育園 小中野保育園 千草保育園 テレジア保育園 中居林保育園 吹上保育園 藤覚保育園 ほうりん保育園 むつみ保育園 芽生保育園 類家保育園 類家南保育園 | | | 館ブロック (館地区) | 私立保育所 | | |
| | 認可外保育施設 | 託児所グリム 竹の子保育園 | | | 是川ブロック (是川地区) | 認定こども園(幼保) | | |
| | 事業所内保育施設 | ヤクルト小中野託児所 | | | 南郷区ブロック (南郷区) | 公立保育所 | | |
| | Cブロック (下長地区) (三八城地区) | 私立保育所 | | | はちのへこども学園 | | | |
| | | 認可外保育施設 | | | はちのへこども学園 | | | |
| | | 事業所内保育施設 | | | はちのへこども学園 | | | |
| | | 私立保育所 | | | はちのへこども学園 | | | |
| | | 認可外保育施設 | | | はちのへこども学園 | | | |
| 事業所内保育施設 | | はちのへこども学園 | | | | | | |
| 私立保育所 | | はちのへこども学園 | | | | | | |
| 認可外保育施設 | | はちのへこども学園 | | | | | | |
| 事業所内保育施設 | | はちのへこども学園 | | | | | | |
| 私立保育所 | | はちのへこども学園 | | | | | | |
| 認可外保育施設 | はちのへこども学園 | | | | | | | |
| 事業所内保育施設 | はちのへこども学園 | | | | | | | |
| Dブロック (小中野地区) (柏崎地区) (吹上地区) | 私立保育所 | はちのへこども学園 | | | | | | |
| | 認可外保育施設 | はちのへこども学園 | | | | | | |
| | 事業所内保育施設 | はちのへこども学園 | | | | | | |
| | 私立保育所 | はちのへこども学園 | | | | | | |
| | 認可外保育施設 | はちのへこども学園 | | | | | | |
| | 事業所内保育施設 | はちのへこども学園 | | | | | | |
| | 私立保育所 | はちのへこども学園 | | | | | | |
| | 認可外保育施設 | はちのへこども学園 | | | | | | |
| | 事業所内保育施設 | はちのへこども学園 | | | | | | |
| | 私立保育所 | はちのへこども学園 | | | | | | |

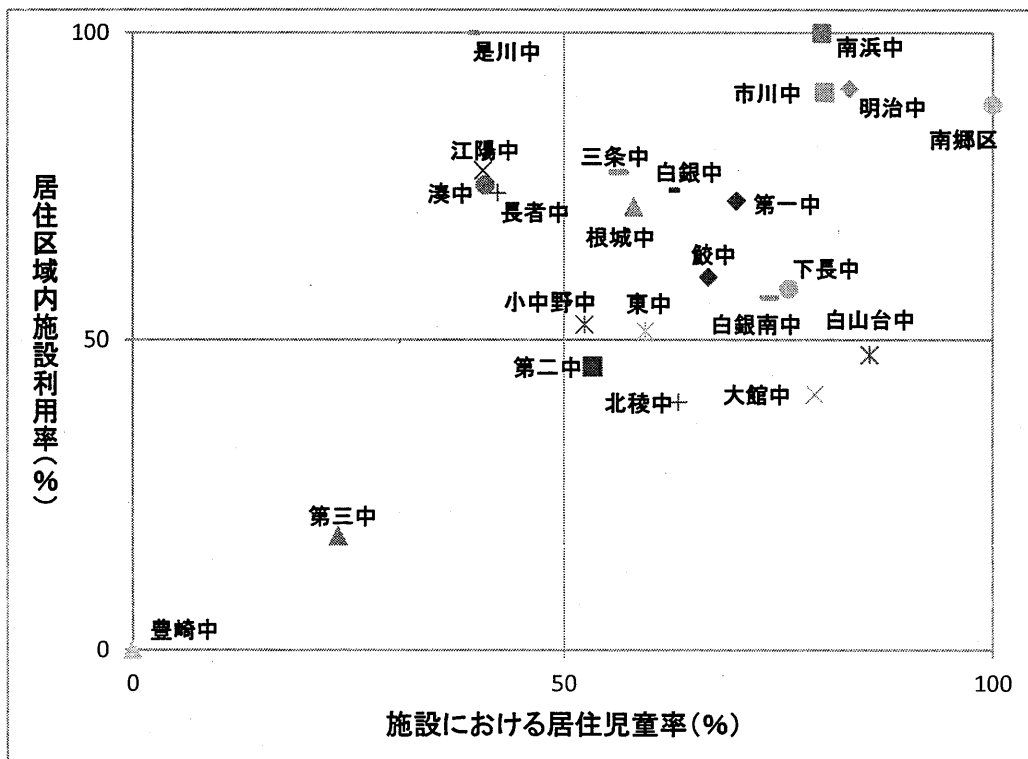
※ 施設名の()は、認定こども園の型式を現す。(幼保・・・幼保連携型認定こども園、幼・・・幼稚園型認定こども園)

参考①-1

行政区

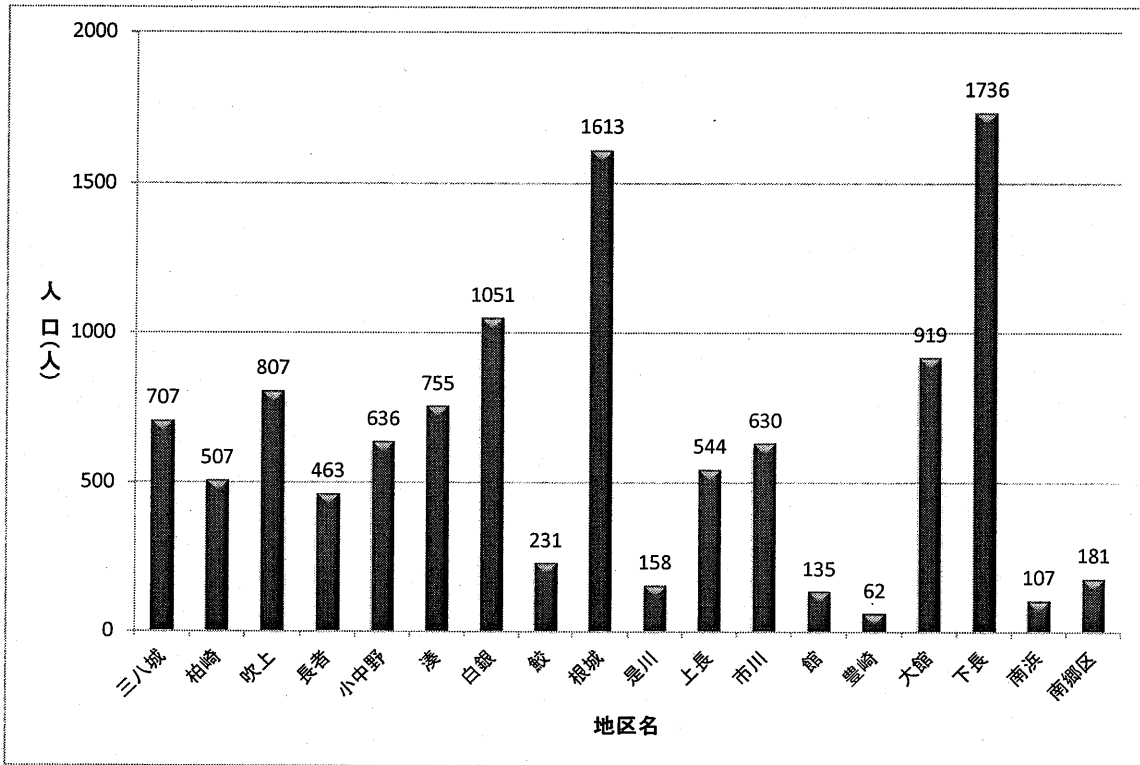


中学校区

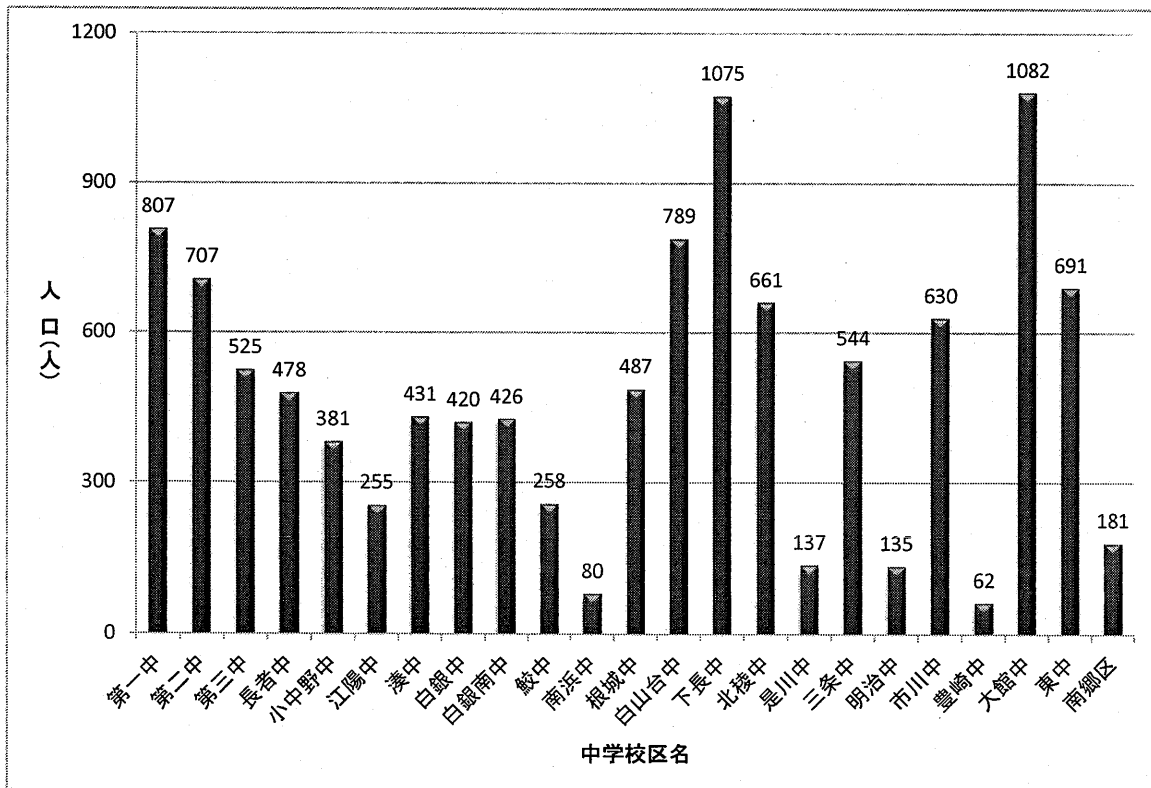


参考①-2 未就学児童の人口

行政区



中学校区



参考①-3 提供区域における利用状況・人口

